平成２９年（フ）第６７５号
埼玉県春日部市藤塚2869番地
債務者　高橋　章子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６８３号
埼玉県越谷市東大沢２丁目17番地８　グランドマンション鷺高１―203
債務者　高橋　恵子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
千葉県南房総市小浦252番地
債務者　山下　敏夫
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第２４号
千葉県香取市大倉1730番地
債務者　大川　達夫
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第２３８号
高知市神田173番地２
債務者　川崎　大輝
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２６６号
高知市神田2141番地25　西陽荘７号
債務者　小島　　菊
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３０６号
高知市東城山町２番地20　サンハイツ谷村303
債務者　古谷　修平
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２８５号
北海道旭川市春光５条８丁目１番８号
債務者　岡本　　充
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５１３７号
大阪市東淀川区豊里７丁目22番８号　グリーン瑞豊　305号
債務者　野津　美鈴（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３４３号
大阪市福島区吉野１丁目16番11―705号
債務者　増本　功也
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３５４号
大阪府寝屋川市木田町29番21号
債務者　吉井　彩華（旧姓吉本）
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３６７号
大阪府豊中市服部元町２丁目５番17号
債務者　塩見　英子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９７号
栃木県足利市野田町348番地
債務者　稲毛　康広
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第１２７５号
東京都八王子市別所２丁目22番地１―1004
債務者　境　　重信
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３３３号
東京都立川市砂川町７丁目13番地の20レオパレスＢｕｎｇａ　ｒａｙａ　Ｄｕａ102号
債務者　髙橋　雄康
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３６３号
東京都八王子市長房町112番地市営住宅長房第１団地１号棟143号
債務者　木﨑　節子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部